

一般社団法人 日本熱電学会における主催・共催・協賛・後援に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本熱電学会（以下「本学会」という）が関与する事業あるいは催しについての主催、共催、協賛、後援の基準および承認手続きを定める。

(定義)

第2条 主催、共催、協賛、後援の定義は、以下の通りとする。

- 2 「主催する (organize/sponsor)」とは、本学会が単独で事業の主体となり、本学会の責任においてその催しを開催することをいう。すなわち本学会が催しの企画から運営まで、経費負担を含めて全ての責任を有する。
- 3 「共催する (co-organize/co-sponsor)」とは、本学会を含む複数の団体が催しの事業主体（共催団体）となり、その催しを共同して開催し責任を負うことをいう。共催団体とは、原則として共催金を拠出し、企画当初から、内容（プログラム委員会等における企画内容についての協議）、運営、経費負担等について協議を行う団体をいう。
- 4 「協賛する (support)」とは、本学会以外の第三者が開催の主体となる事業について、本学会がその催しの趣旨に賛同し、応援・援助することをいう。次項の後援とほぼ同義ではあるが、協賛金または労務提供等の負担を伴う場合があり、後援に比べて本学会のその事業への関与の程度が大きい場合をいう。
- 5 「後援する (endorse)」とは、本学会以外の第三者が開催の主体となる事業について、本学会がその催しの趣旨に賛同し、支持・承認することをいう。支持・承認の内容は、原則として本学会の名義および学会ロゴの使用の許可、ならびに本学会ウェブサイトへの会告の掲載に限る。

(適用の基準)

第3条 主催、共催、協賛、後援を適用する基準は、以下の通りとする。

- 2 本学会が催しを主催または共催する場合には、次に挙げる事項(ア)～(キ)のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。なお、共催の対象は法人格を持つ団体に限るものとする。
 - (ア) 本学会の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
 - (イ) 営利を目的とする事業ではないもの。
 - (ウ) 特定の団体の宣伝など、少数者の利益を目的としないもの。
 - (エ) 公益性があると認められるもの。
 - (オ) 事業および開催者は反社会的勢力と関係がないもの。
 - (カ) 開催者と本学会の間に利益相反上の問題が認められないもの。
 - (キ) 原則として、本学会会員に参加費の優遇措置があるもの。ただし、参加費が「一律」または「無料」の場合は、参加費の優遇があるものとみなす。
- 3 本学会以外の第三者が開催の主体となる事業について、協賛または後援の申請があった場合には、前項の(ア)～(キ)ならびに次に挙げる次項(ク)に則っていることを基準として、個別に判断する。
 - (ク) 後援の場合、原則として本学会に財政的・人的な負担をかけることがないもの。

(手続)

第4条 本学会以外の第三者（以下「主催者」という）が、その主催する催しについて本学会に共催、協賛、後援を申請する場合の手続は、以下の通りとする。

2 主催者は、催しの開催初日より原則として下記の期間を遡った日を期限として、指定の申請書を本学会総務理事に提出する。

(ア) 共催：6週間前。

(イ) 協賛・後援：10日前。

3 共催については、理事会で審査し、承認の可否を決定する。

4 協賛ならびに後援については、執行部（会長・副会長・会計理事・総務理事）で審査し、承認の可否を決定する。なお、特に審議が必要と判断した場合は、理事会に付議することができる。

5 総務理事は、原則としてその事業等の協賛・後援の可否の結果を理事会で報告する。

6 主催者に対しては、会長名により承認の可否を通知する。

7 本学会が共催金あるいは協賛金を拠出した催し的主催者は、その催しの終了後1ヶ月以内に、指定の実施報告書を本学会に提出する。

(細則の変更)

第5条 本細則の変更は、理事会の決議によって行い、社員総会に報告する。

附 則 本細則は、2021（令和3）年10月1日から施行する。

以上